

平成 2 2 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 5 号

専決処分の報告について

戸井町，恵山町，椴法華村および南茅部町の編入に伴う函館市の区域内の過疎地域とみなされる区域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により，平成 2 2 年 3 月 3 1 日次のとおり専決したので，議会の承認を求める。

平成 2 2 年 5 月 2 4 日提出

函館市長 西 尾 正 範

戸井町，恵山町，椴法華村および南茅部町の編入に伴う函館市の区域内の過疎地域とみなされる区域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

戸井町，恵山町，椴法華村および南茅部町の編入に伴う函館市の区域内の過疎地域とみなされる区域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成 1 6 年函館市条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「製造の事業，ソフトウェア業」を「，製造の事業，情報通信技術利用事業（過疎地域自立促進特別措置法第 3 0 条に規定する情報通信技術利用事業をいう。）」に，「租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 1 2 条第 1 項の表の第 1 号または同法第 4 5 条第 1 項の表の第 1 号の規定の適用を受ける設備」を「過疎地域自立促進特別措置法第 3 1 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 1 2 年自治省令第 2 0 号）第 1 条に規定する特別償却設備」に改める。

附則第 3 項中「平成 2 2 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 8 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

1 この条例は，平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし，附則第 3

項の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に設置された同条に規定する工業生産等設備について適用し、同日前に設置された改正前の第3条に規定する工業生産等設備については、なお従前の例による。